

平成 27 年度独立行政法人中小企業基盤整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度中小企業基盤整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 中小機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 633 件、契約金額は 166.8 億円である。また、競争性のある契約は 438 件（69.2%）、97.3 億円（58.3%）、競争性のない随意契約は 195 件（30.8%）、69.5 億円（41.7%）となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない随意契約割合が件数は減少しているが金額は増額（件数は 12.2%の減、金額は 10.0%の増）となっている。件数減少の主な要因は震災対策事業である仮設施設・整備事業に係る契約の減少（△21 件）によるものであり、金額増額の主な要因は補正予算による経営改善計画策定支援事業の実施に関する業務委託の支払額が増加（11.3 億円）したことによるものである。

なお、この競争性のない随意契約は、真にやむをえない随意契約のみである。

表 1 平成 26 年度の中小機構の調達全体像 (単位: 件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(58.9%) 476	(52.1%) 100	(53.9%) 341	(42.7%) 71.1	(△28.4%) △135	(△28.9%) △28.9
企画競争・公募	(13.6%) 110	(14.9%) 28.6	(15.3%) 97	(15.7%) 26.1	(△11.8%) △13	(△8.7%) △2.5
競争性のある契約 (小計)	(72.5%) 586	(67.0%) 128.6	(69.2%) 438	(58.3%) 97.3	(△25.3%) △148	(△24.3%) △31.3
競争性のない随意契約	(27.5%) 222	(33.0%) 63.2	(30.8%) 195	(41.7%) 69.5	(△12.2%) △27	(10.0%) 6.3
合計	(100%) 808	(100%) 191.8	(100%) 633	(100%) 166.8	(△21.7%) △175	(△13.0%) △25

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の ( ) 書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 中小機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は表 2 のようになっており、契約件数は 82 件 (18.7%)、契約金額は 38.5 億円 (39.6%) である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに減少している (件数は 18.0%の減、金額は 12.5%の減) が、その主な要因としては全国にあるインキュベーション施設 (32 施設) 管理業務の一括発注 (△3 件) や中小企業大学校、事務管理センターの維持管理業務減少 (△5 件) および中小企業大学校の市場化テスト業務委託終了に伴う減少 (△7 件) によるものである。

表 2 平成 26 年度の中小機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2 者以上	件数	486 (82.9%)	356 (81.3%)	△130 (△26.7%)
	金額	84.6 (65.8%)	58.8 (60.4%)	△25.8 (△30.5%)
1 者以下	件数	100 (17.1%)	82 (18.7%)	△18 (△18.0%)
	金額	44.0 (34.2%)	38.5 (39.6%)	△5.5 (△12.5%)
合 計	件数	586 (100%)	438 (100%)	△148 (△25.3%)
	金額	128.6 (100%)	97.3 (100%)	△31.3 (△24.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の ( ) 書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、(1)競争性のある契約における一者応札・応募案件減少に向けた調達の改善及び(2)事務処理効率化等を目的とした本部一括発注による調達の推進に努めることとする。

### (1) 一者応札・応募減少に向けた調達の改善

平成 26 年度競争性のある契約のうち一者応札・応募案件は、82 件あったが、そのうち新規調達案件は 23 件あり、事前確認公募案件 5 件を除いた一者応札・応募案件は 18 件であった。

この 18 件を対象として一者応札・応募の要因分析を行い検証した結果、発注者側の取組により改善が期待できるイベント・セミナー開催業務、人材派遣業務および自動車運行管理業務については、複数の入札参加業者の確保を図るため、引き続き次のような取組を実施することとする。

- ① 複数の応札・応募者が見込まれない調達に係る周知方法の検討 (基本の周知方法であるホームページに加えて、業界紙への記事掲載や競争参加資格登録済み事業者へ連絡等を行う) を行う。
- ② 適切な公告期間 (原則 10 日間以上) の設定を行う。
- ③ 適切な競争参加資格の設定 (等級の緩和) および具体的な仕様書を作成する。
- ④ 適切な事業期間・事業規模の設定を行う。

【当該取り組みの結果、低下すると見込まれる新規競争契約における一者応札件数の 26 年度実績 (18 件) と比べた本年度の減少数 (事前確認公募を除く)】

(2) 事務処理効率化等を目的とした本部一括発注による調達

本部と地域本部および大学校における調達において各々で調達している工事、役務および物品購入において本部が一括して発注することにより事務処理の効率化および経費削減を目指すこととする。

なお、本年度の取組として以下の調達案件について検討する。

- ① 各中小企業大学校における大規模修繕（100万円以上）の本部一括発注。
- ② 本部、各地域本部および大学校における書類等発送業務（宅配便およびメール便）に係る包括契約の実施。

【当該取組の結果、一括発注した件数および実績額】

(3) 障害者就労施設等への優先調達

障害者就労施設等からの物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（H25.4.23閣議決定）」に即して定めた平成27年度調達方針に基づき平成26年度調達実績のあった東北本部、中部本部、近畿本部、九州本部、東京校および人吉校以外で本部を含め調達実績のなかった地域本部への協力依頼を引き続き行うことに前年度実績を上回る調達に努めるものとする。

平成26年度の実績を見ると印刷発注が調達件数のほとんどを占めており、本部でも印刷発注件数（パンフ、名刺等）の増加に向けた検討を行うとともに契約担当者会議等において啓蒙普及を継続していくこととする。

【障害者就労施設等からの調達増加額】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構内に設置された入札・契約手続委員会で検証し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【入札・契約手続委員会による点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 中小機構では各会計機関の契約担当者のために契約事務実務マニュアル（平成26年1月改訂版）を作成するとともに、契約担当職員を対象として定期的に研修を行っている。

今後、研修において契約事務実務マニュアルを基に契約事例を踏まえた実践型の研修を本部契約担当者が講師となり実施することとする。

- ② 予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、本部調達担当者による契約事務実務マニュアル等を活用した各地域本部等の職員への指導や情報交換を通じて、職員のスキルアップを図り不祥事の未然防止等に努めることとする。

【研修等の実施回数および各地域本部等への訪問指導回数】

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事を総括責任者とする調達等合理化推進チームを設置し、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務担当理事

副総括責任者 財務部長

メンバー 調達・管理課長、財務部参事、企画部企画課長

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、契約監視委員会の審議対象案件である新規1者応札・応募案件の事後点検審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、中小機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。